

岐阜県立関有知高等学校 学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する学校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（肩パンチ等含む）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 本校の方針

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」「いじめは卑怯な行為」であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・仲間外れや無視等、暴力を伴わないいじめであっても、暴力を伴ういじめとともに生命や身体に重大な危険を生じさせるものであることを認識させる。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるにあたり、生徒一人一人を大切にする教職員の人権感覚を高めるとともに、教職員の資質能力向上のため、年間を通じた取組を計画する。（別紙 年間計画）
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめ問題は、その時の指導等により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・クラスや部活動内における良好な人間関係を築かせ、互いが高めあえる集団を目指す。
- ・生徒一人一人を深く理解し、好ましい人間関係に基づく自己指導能力を高める生徒指導を行う。
- ・本校の学校いじめ防止基本方針は、学校 HP に掲載するとともに、年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け点検をし、必要に応じて見直しを図る。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 組織

学校は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。(法：第22条)

[名称]

関有知高校いじめ防止対策委員会

[構成員]

- ・ 学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、進路指導主事、学年主任、養護教諭）
- ・ 第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表（学校評議員等））

[運営]

- ・ いじめの未然防止、早期発見等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織とする。
- ・ 年2回（4月、2月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について協議する。その際、学校の実情を報告するとともに第三者の意見を聞き見直しを図る。

(2) 学校の取組

【学校全体】

- ・ 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・ 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・ 互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・ 情報の「報告・連絡・相談」の連携体制を整え、管理職を中心とした組織的対応を構築する。
- ・ いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・ 学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・ 「いじめ・めいわく調査」（年3回）を実施し状況を把握する。
- ・ 各クラスにおいては、日頃から各生徒がクラス担任に相談しやすい雰囲気づくりに努める。
また、教育相談旬間を年2回設定し、生徒の悩みや情報提供等の把握に努めることによりいじめ抑止や未然防止を図る。
- ・ 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・ 情報交換会等の活用により、校内連携体制の充実を図る。
- ・ hyper QU検査の結果は、生徒の多面的な理解とクラス経営に役立てる。
- ・ 情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・ 外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課、公民センター等）との連携を図る。

- ・MSリーダーズ活動などの社会貢献活動を通して、社会の一員であることの自覚を持たせるとともに、自己有用感や自己肯定感を醸成する。
- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション能力を培ったり、互いを認め合える人間関係を育成する。
- ・LHR等を活用し、いじめが刑事罰の対象となり得ること等、いじめの法律上の扱いを学ぶ機会を設ける。
- ・配慮を必要とする生徒には、日常的に適切な支援を行うとともに保護者との連携や周囲の生徒には必要な指導を組織的に行う。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事を通じた全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、互いが高めあえる組織を目指す。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では生徒参加型授業により分かる授業を工夫する。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【保健厚生部】

- ・命と安全に関心が持てる生徒の育成に努める。
- ・保健室を利用する生徒の観察や相談に努め、担任・学年主任・生徒指導部・部顧問との連携を推進する。

【渉外部】

- ・PTA総会や学年保護者懇談会等でのいじめ防止に向けた講話を開催する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

3 いじめ問題発生時の対応・対処について

(1) いじめ解消の定義

いじめの解消とは、単に謝罪や形式的に責任を問うことではない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることであり、その期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合とする。

(2) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔留意事項〕

- ・学校職員がいじめを発見し、又は相談を受けた時は、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・必要に応じて、第三者を含む「関有知高校いじめ防止対策委員会」に報告し会議を開催する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときにはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

〔組織〕

- ・校内いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、進路指導主事、学年主任、当該クラス担任、当該学年生徒指導担当者、養護教諭

〔対応順序〕

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が当事者及び関係する生徒から個別に話を聴き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・校内いじめ防止対策委員会にて指導方針の確定
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・地域担当生徒指導主事へ報告
- ・重大事案は県教育委員会への連絡と経過説明（校長が県教育委員会に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

〔組織〕

- ・校内いじめ防止対策委員会に、必要に応じて第三者を加え組織を編成する。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※重大事案については県の施策「スペシャリストサポート事業」による第三者（弁護士、精神科医等）の派遣を活用する。

〔対応順序〕

- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教育委員会主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通

報し、適切に援助を求める

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮をしつつ、学校としての説明責任を果たす。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

4 情報等の取扱い

（1）資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

（保存するデータ：心理検査等、いじめ・めいわく調査（記名あり）、進路調査等）

（2）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修を実施し生徒指導に積極的に活用する。

平成 26 年度 4 月 1 日 施行

平成 27 年 4 月 27 日 一部改訂

平成 28 年 4 月 18 日 一部改訂

平成 29 年 4 月 24 日 一部改訂

平成 29 年 10 月 31 日 一部改訂